

今年も所得税と市県民税(国保税)の申告相談が次のとおり始まります。

なお、期間間際になると申告会場が大変混雑します。申告書は自分で書いて、できるだけ早く済ませることが出来るようにご協力をお願いします。

▽受付期間 二月十六日(水)～三月十五日(火) 午前九時～午後四時・土日除く  
※ただし、三月六日(日)は三原市民センターのみ、三月十三日(日)は各分庁舎で受付を行います。

▽受付場所 三原市民センター、緑庁舎、西淡庁舎集会所、南淡庁舎で別表の日にちを実施

申告の必要な方は

- ◇事業所得や不動産所得などがある方
- ◇給与所得者(サラリーマンなど)で  
①給与の年収が二千万円を超えている人  
②給与を二か所以上から受けている人

③給与所得や退職所得以外の所得金額が二十万円を超えている方

所得税の還付が受けられるのは

確定申告をしなくてもよいサラリーマンでも、マイホームをローンで新築、増改築した場合や多額の医療費を支払った場合などで、申告をすれば還付を受けることが出来ます。

また、平成十六年の途中で退職して年末調整を受けなかった場合や、退職所得について源泉徴収された所得税がある場合は、確定申告することにより還付を受けることが出来ます。

住民税(市県民税)の申告の必要な方は

①平成十六年中に多少にかかわらず所得のあった方は必ず申告してください。  
(ただし、確定申告をした方や給与所得だけの方は、住民税の申告は必要ありません)

②国民健康保険に加入している世帯の世帯主と被保険者は、所得の有無に関わらず申告してください。  
※申告書は二月初旬に送付します。

納めた国民年金保険料は所得から控除

平成十六年一月から十二月の間に納めた国民年金保険料は、所得税の確定申告のときに金額が「社会保険料控除」として税金の対象となる所得から差し引かれます。

本人の保険料はもちろん配偶者や家族のために納めた保険料やこの時期に納めた過去の未納保険料もあわせて控除できますので、忘れずに申告しましょう。

また、国民年金基金の掛け金も全額控除となります。

確定申告相談

税務署職員が申告相談を行います。

申告に必要なもの

申告や納税相談には、次のものを必ずお持ちください。  
①税務署から送られてきた申告書。十六年分の総収入額や必要経費の内容を記載した取支内訳書を添付  
②所得の計算に必要な帳簿・記録・領収書など  
③給料をもらっている方は源泉徴収票



- 問い合わせ  
洲本税務署  
☎24・1212  
南あわじ市税務課  
☎43・5022
- ④所得控除に必要な生命保険や共済の支払い証明書、医療費控除のための医療機関の領収書
- ⑤口座振替による納税や還付請求の際に必要な銀行などの預金口座番号(還付の場合は本人名義)
- ⑥印鑑

市民税 (旧南淡町分) 3期  
国民健康保険税 (旧西淡町分) 3期 (旧南淡町分) 5期  
納付は2月28日(月)までに金融機関または分庁舎総合窓口へ

◎平成16年分 確定申告相談会場

① 還付申告会場(給与所得向け)

会場	開設日	解説時間
洲本市民会館	2月16日～3月15日 (2月25日および土、日は除く)	午前9時30分～正午・午後1時～4時 *受付/午後3時まで

\*1 給与所得者以外の方は、洲本税務署で午前9時から午後4時(正午から午後1時を除く)まで申告相談受付をしています。

なお、申告書は、郵送または税務署の時間外収受箱に投函することにより提出することができます。

\*2 土地・建物等を売却された場合の譲渡所得の申告相談は、洲本税務署でお願いします。

② その他の確定申告相談会場

○印は申告相談

		三原市民センター	緑庁舎	西淡庁舎集会所	南淡庁舎	税務署による出張指導	税理士による地区無料相談
2月16日	水	○			○		
2月17日	木	○		○			
2月18日	金	○	○		沼島出張所のみ	三原市民センター	三原町商工会館
2月19日	土						
2月20日	日						
2月21日	月	○		○	○	南淡庁舎	
2月22日	火	○	○		○		
2月23日	水	○	○	○		西淡庁舎集会所	西淡町商工会館
2月24日	木	○	○	○	○	南淡庁舎	南淡町商工会館
2月25日	金	○	○		○	三原市民センター	
2月26日	土						
2月27日	日						
2月28日	月	○	○	○		緑市民センター第1会議室	緑市民センター第2会議室
3月1日	火	○	○		○	南淡庁舎	
3月2日	水	○	○	○	○	西淡庁舎集会所	西淡町商工会館
3月3日	木	○	○	○	○	三原市民センター	三原町商工会館
3月4日	金	○	○		○	南淡庁舎	南淡町商工会館
3月5日	土						
3月6日	日	○					
3月7日	月	○	○	○	○	三原市民センター	
3月8日	火	○	○	○	○		
3月9日	水	○	○	○	○		
3月10日	木	○	○	○	○		
3月11日	金	○	○	○	○		
3月12日	土						
3月13日	日	○	○	○	○		
3月14日	月	○	○	○	○		
3月15日	火	○	○	○	○		
申告相談時間		午前9時～正午、午後1時～4時。沼島出張所での受付は2月18日(午前10時～午後3時)なお、他の支所・出張所での受付はできませんのでご注意ください。				午前10時～正午、午後1時～3時	